



2022 年 9 月

日本税理士会連合会 御中

農林水産省 輸出・国際局

「輸出に取り組む事業者向け税制・金融等の支援措置」 のご紹介とお願い

平素より、農林水産業及び食品産業の振興にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

人口減少や高齢化により、国内市場が縮小する中であって、我が国の農林水産業、食品産業が今後も持続的に発展していくためには、成長を続ける海外市場に活路を求めていく視点が重要です。このため、政府では農林水産物・食品の輸出額を 2025 年に 2 兆円、2030 年に 5 兆円にする輸出目標を掲げるとともに、我が国の強みを有する、魅力的な産品を、マーケットインの発想で戦略的に売り込む事業者への支援の拡充等を目的に、2022 年 5 月に農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律を改正いたしました。

この改正輸出促進法の内容のうち「税制・金融の支援措置」についてご紹介いたします。輸出に取り組む事業者の方々にとって使い勝手の良い内容となっており、地域の特性を活かした魅力的な産品を数多く生産されている農林水産物の生産者や加工業者、食品製造業などの事業者の方々に、これらの支援策を最大限活用いただき、輸出促進に取り組んでいただきたいと考えております。

つきましては、貴連合会の会員や関係者に対し以下の支援措置を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【2022 年 10 月 1 日からスタートする各種支援措置のご紹介】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html

(上記アドレスは農林水産省：輸出事業計画の Web サイトに繋がります。)

○ 法人税・所得税の割増償却の新設

- ・取得資産について供用日から 5 年間の割増償却が可能（機械 30%、建物等 35%）。
- ・輸出は収益化するまで一定期間が必要なため、初年度の利益が飛び抜けて大きくならない限り特別償却より有利。
- ・特定の補助金は受けず、また、対象機械又は建物等は輸出向け使用割合が一定以上である必要。

○ 日本政策金融公庫による制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）の新設

- ・輸出促進を目的に、多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金（民間金融機関との協調融資を想定しており、公庫の貸付限度額は事業費の 80%まで）。
- ・非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。
- ・償還期限は 25 年以内のため大規模投資に対応（中小企業者は 10 年超 25 年以内）。

【お問合せ先】

内容全般 農林水産省輸出・国際局輸出企画課 担当：高橋
(nobuyuki_takahash070@maff.go.jp)

融資のご相談 日本政策金融公庫農林水産事業本部融資企画部 担当：金岡
(kanaoka-k@jfc.go.jp)

【その他実施中の支援措置のご紹介】

- 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業（令和4年度予算事業）

<https://www.ofsi.or.jp/shinyouhosyou/>

（上記アドレスは食品等流通合理化促進機構の Web サイトに繋がります。）

- ・ 認定輸出事業の実施に必要な資金について、令和4年4月1日以降に民間金融機関からの信用保証付き借入れをする場合に、保証料の一部を助成。
- ・ 借入当初5年間分の保証料の2分の1に相当する額を支援（保証期間が5年超の場合）。

- 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/gfptop.html>

（上記アドレスは農林水産省：GFP の Web サイトに繋がります。）

- ・ GFP とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称で、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクト。
- ・ 2018年に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「GFP コミュニティサイト」を立ち上げ。
- ・ 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロや輸出の専門家とともに「輸出の可能性」を診断する輸出診断を実施するほか、そのフォローアップ、輸出に係るセミナーや交流会を開催。

【お問合せ先】

農林水産省輸出・国際局輸出支援課 担当：本岡
(tsunehiko_motooka430@maff.go.jp)